

都地ま 第 1793 号

平成30年 3月26日

認定NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金

理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



“横浜市公聴会の意見無視を問う”について（回答）

平成 30 年 3 月 12 日に文書でいただいた件について、次のとおりお答えします。

1 について

都市計画公聴会における公述人の選定については、御提出いただいた公述申出書の意見の要旨を全て確認し、開発の賛成や反対ではなく、できるだけ多様なご意見をお聴きするため、分類後に抽選を行い、公述していただきました。

2・3 について

第五次国土利用計画では、農地、山林等における都市的土地利用への転換については「慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である」と記載されています。また、都市のコンパクト化に向けた誘導、自然環境の保全・再生・活用、国土の安全性の総合的向上を基本方針としつつ、「大都市圏等においては、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく」ことも記載されています。

「市街化調整区域のあり方検討」は、市街化調整区域の位置付け、役割、各地域の特性等について分析した上で、その課題について整理し、今後の規制・誘導策について検討したもので、平成 19 年 2 月に答申が出されました。この答申を受けて作成した本市における土地利用の対応方針（平成 20 年 8 月）では、「多様化した市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用の実現を図る」としており、緑地等を保全する地域では緑地の保全や農業の振興を図り、大規模な緑地等の減少を伴う施設の立地は認めないこととし、鉄道駅・高速道路インターチェンジ周辺では緑地等に配慮しつつ、都市づくり上の位置付けのもとに計画的な土地利用を図るとしています。今回の線引き全市見直しにあたっては、上記の対応方針の考え方を踏まえつつ、都市計画審議会の答申や市民意見募集等によりいただいたご

意見、社会状況の変化等も踏まえた上で、平成 27 年 3 月に見直しの基本的考え方や基準等をまとめた横浜市の都市づくりの基本的考え方を新たに策定し、今回見直しを行ったものです。

また、横浜市都市計画マスタープラン全体構想では、「郊外部の生活拠点周辺の市街地の考え方としては、駅徒歩圏(おおむね1キロメートル圏)については、現状の土地利用を踏まえつつ、駅周辺(生活拠点)への利便性を生かした良好な住宅市街地を形成するなど、土地の有効活用を図る」としています。

このようなことから、今回の都市計画決定は、上位計画に沿ったものであると考えています。

この旨ご了承いただき、貴基金の皆様によりしくお伝えください。

横浜市都市整備局地域まちづくり課長 石津 啓介

(地域まちづくり課 電話：045-671-2667 FAX：045-663-8641)

横浜市建築局 都市計画課長 大友 直樹

(都市計画課 電話：045-671-2657 FAX：045-664-7707)

(広聴 第 29-420094 号)